

湯沢市建設工事等苦情処理手続要領

平成22年 7 月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事又は建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の過程に係る苦情並びに湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成17年湯沢市訓令第31号）の規定により市が行った指名停止（以下「指名停止措置」という。）に係る苦情に対する処理手続を定めるものとする。

(苦情処理の対象)

第2条 苦情処理の対象となるものは、次のとおりとする。ただし、建設工事等については、設計金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付した建設工事
- (2) 指名競争入札に付した建設工事等
- (3) 随意契約に付した建設工事等
- (4) 指名停止措置

(苦情の申立てができる者及び範囲)

第3条 苦情の申立てができる者及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条件付き一般競争入札

入札参加申込書等の提出があった者のうち、入札参加要件を満たす者とされなかった者で、当該決定に対して不服のあるもの又は総合評価落札方式において落札者として選定されなかったことに不服がある者（湯沢市総合評価落札方式試行要綱（平成22年湯沢市告示第77号。以下「総合評価落札方式試行要綱」という。）第14条の規定により説明請求を行った者を除く。）は、市長に対して入札参加要件を満たす者とされなかった理由又は落札者として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

- (2) 指名競争入札

市において登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに對して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

- (3) 随意契約

市において登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 指名停止措置

指名停止措置を受けた者で、当該措置に対して不服があるものは、市長に対して当該理由についての説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に苦情申立書（様式第1号）により、市長に対して行うことができる。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる苦情の申立てについては、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（湯沢市の休日を定める条例（平成17年湯沢市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内とする。

(2) 前条第3号に掲げる苦情の申立てについては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内とする。

(3) 前条第4号に掲げる苦情の申立てについては、当該指名停止の期間内とする。

(苦情の申立てへの回答)

第5条 苦情の申立てがあった場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に苦情申立てに係る回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情の申立てについての教示及び明示)

第7条 苦情の申立てができる旨の教示及び苦情申立てに係る手続方法の明示については、次に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事等においては、入札結果又は随意契約の公表と併せて、この要領を公表することにより教示及び明示するものとする。

(2) 指名停止措置においては、指名停止業者の公表と併せて、この要領を公表す

ることにより教示及び明示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときは、苦情申立者の提出した苦情申立書及び苦情申立てに係る回答書を閲覧により速やかに公表するものとする。

（再苦情の申立てができる者及び範囲）

第9条 第5条又は総合評価落札方式試行要綱第14条第2項に規定する回答書（以下「回答書」という。）を受理した者であって、回答書による説明に不服があるものは、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立ての方法）

第10条 再苦情の申立ては、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情申立書（様式第3号）により、市長に対して行うことができる。

（再苦情の申立ての審議）

第11条 再苦情の申立てがあった場合は、速やかに湯沢市建設工事等入札指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が審議を行うものとする。なお、委員会で審議した結果は、市長に具申し、決裁を経て決定するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第12条 市長は、前条の規定により審議結果が決定した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書（様式第4号。以下「再回答書」という。）により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第13条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情の申立てについての教示及び明示）

第14条 再苦情の申立てについては、回答書中に、再苦情の申立てができる旨の教示及び再苦情申立てに係る手続方法を明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 1 5 条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した再苦情申立書及び再回答書を閲覧により速やかに公表するものとする。

(入札手続きの執行)

第 1 6 条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札及び契約の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成22年 7 月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

苦情申立書

年 月 日

湯沢市長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号

印

下記のとおり苦情の申立てをします。

1 苦情申立ての対象となる件名（いずれかに☑）

☐ 建設工事等
工事番号又は委託番号
工事名又は委託業務の名称

☐ 指名停止措置
対象指名停止措置
指名停止の期間

年 月 日 付 け 第 号
年 月 日 か ら 年 月 日

2 不服のある事項

3 2 の主張（不服）の根拠となる事項

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職・氏名 様

湯沢市長 印

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記により回答します。

記

1 苦情申立ての対象となる件名（いずれかに☑）

☐ 建設工事等
工事番号又は委託番号
工事名又は委託業務の名称

☐ 指名停止措置
対象指名停止措置 年 月 日付け 第 号
指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日

2 申立て事項への説明

3 再苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、市長に対し再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日（湯沢市の休日定める条例（平成17年湯沢市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に再苦情申立書（様式第3号）によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載してください。

様式第3号（第10条関係）

再苦情申立書

年 月 日

湯沢市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
印

下記のとおり再苦情の申立てをします。

1 再苦情申立ての対象となる件名（いずれかに☑）

- ☐ 建設工事等
工事番号又は委託番号
工事名又は委託業務の名称
- ☐ 指名停止措置
対象指名停止措置
指名停止の期間
- 年 月 日付け 第 号
年 月 日から 年 月 日

2 不服のある事項

3 2の主張（不服）の根拠となる事項

様式第 4 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職・氏名 様

湯沢市長 印

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付けで申立てのあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 再苦情申立ての対象となる件名（いずれかに☑）

☐ 建設工事等
工事番号又は委託番号
工事名又は委託業務の名称

☐ 指名停止措置
対象指名停止措置 年 月 日付け 第 号
指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日

2 申立て事項への説明